

令和6年度個人情報保護制度の運用状況（概要）

区分 実施機関	告示			開示 請求	訂正 請求	利用 停止 等 請求	請求 取下 げ	請求に対する決定内容				審査請求	
	新規	廃止	変更					全部 開示	部分 開示	不開示	不存在	件数	裁決
市長	15	5	39	87	0	0	0	39	32	0	16	1	0
議会													
教育委員会			1	9				6	3				
監査委員													
選挙管理委員会													
公平委員会													
農業委員会													
固定資産評価 審査委員会													
水道事業管理者				1					1				
消防長			1	3				3					
計	15	5	41	100	0	0	0	48	36	0	16	1	0
合 計	61			100	0	0	0	100				1	0

令和6年度保有個人情報の目的外利用・提供状況について

1 目的外利用・提供の件数

個人情報保護法の該当条項	件 数		備 考
	利用	提供	
法第69条第1項 (法令根拠)	16	1,451	刑事訴訟法第197条第2項 生活保護法第29条 など
法第69条第2項第1号 (本人同意又は本人に提供)	12	63	利用については、新たに開始したものに限る
法第69条第2項第2号 (実施機関内部での利用)	2		当該個人情報を利用することについて相当の理由がある場合に利用可
法第69条第2項第3号 (他の行政機関等への提供)		5	保有個人情報の提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由がある場合に提供可
法第69条第2項第4号 (上記以外)		0	専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合、その他提供することについて特別の理由がある場合に提供可

2 目的外利用・提供の内容

➤ 法第69条第2項第2号（実施機関内部での利用）

利用元の事務の名称	保有個人情報を提供する理由	利用先の事務の名称
軽自動車税の課税事務 (市民税課)	撤去・保管した放置自転車等の所有者に引き取りを通知するために利用されるものであり、提供することが本人の利益になるため。	撤去自転車等受領事務 (交通政策課)

➤ 法第69条第2項第3号（他の実施機関その他行政機関等への提供）

提供元の事務の名称	保有個人情報を提供する理由	件 数
軽自動車税の課税事務（市民税課）	撤去・保管した放置自転車等の所有者に引き取りを通知するために利用されるものであり、提供することが本人の利益になるため。	3 件
救急受理簿作成事務（消防警備課）	本市が設置する施設で起きた事故について、施設管理者として事故の状況を確認するために利用するものであり、提供することが円滑な業務遂行に資するため。	2 件 提供先：茨木市長
救急活動記録票記載事務（消防救急救助課）		